

会 議 録

◇事務局－子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第 32 期豊島区青少年問題協議会 第 9 回専門委員会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開 催 日 時		令和 6 年 10 月 21 日（月）午後 6 時 00 分～午後 8 時 15 分
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎 5 階 510 会議室
議 題		1 開 会 2 議 事 （1）豊島区子どもの権利委員会において委員の皆様からいただいた御意見について （2）豊島区青少年問題協議会専門委員会において委員の皆様からいただいた御意見について （3）「子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）」令和 5 年度事業実施状況 （4）「子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）」素案 （5）今後のスケジュール 3 報 告 （1）「豊島区社会的養育推進計画」の策定について 4 閉 会
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0 名
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
出席者	委 員	加藤悦雄、半田勝久、市川享子、中野航綺、坂下睦子
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課職員

会 義 資 料	・資料 1 豊島区子どもの権利委員会において委員の皆様からいただいた御意見について ・資料 2 豊島区青少年問題協議会専門委員会において委員の皆様からいただいた御意見について ・資料 3 「子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）」令和 5 年度事業実施状況追加調査結果 ・資料 4 「子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）」素案 ・資料 5 「子ども・若者総合計画（令和 7～11 年度）」策定へ向けた今後のスケジュールについて ・資料 6 「豊島区社会的養育推進計画」の策定について ・参考資料 1 「子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）」令和 5 年度事業実施状況調査【重点事業】 ・参考資料 2 「子ども・若者総合計画（令和 2～6 年度）」令和 5 年度事業実施状況調査【資料編】
---------	---

審 議 経 過

1 開会

（事務局より、各資料について説明）

2 議事（1）豊島区子どもの権利委員会において委員の皆様からいただいた御意見について

会 長： 議事の（1）、子どもの権利委員会からいただいたご意見です。

事務局： （事務局より、資料 1 について説明）

会 長： 子どもの権利委員会の委員から出された意見に関する事柄で、ご意見はございますか。今回は子どもの権利委員会から出された意見を、青少年問題協議会で審議をし、事務局が責任を持って、権利委員会にフィードバックするということになります。何か気になるところはありますか。

審議してほしい指標の一番のところは、横線で現状維持のような表記になっている箇所がいくつかあるので、そこは後ほど素案で説明いただき、向上がよいか、現状維持がよいかというご意見いただければと思っています。

委 員： 最初の維持のところはご指摘の通りだと思うので、できる限りないと回答した人を、下げることを目標に据える方がよいと思いました。改めてその点について、もう一度確認した上で審議できればと思います。続いて、3 ページ目の 8 番ですが、子どもの

権利委員会の委員は、コルチャック先生の「子どもは今を生きる存在である」ということもイメージしながら、これからの未来を担っていくというだけではなく、今を、と強調した方がよいのではないかというのはその通りだと思います。これは「今の町をともに作るパートナー」などの表現の中で、今というところに焦点を当てるところが、今を作るパートナーであるとともに、これからのという言葉が併記されていればよいと思いました。

会 長： ありがとうございます。これについては、素案の該当箇所を説明いただくときに、議論できればと思います。以前、委員から子どもに関しては「パートナーであり、子どもがステークホルダーなのです」ということをご指摘いただいていたので、キーワードになると思います。これに代わるどういう文言がよいのかを後で出させていただきたいと思います。では次の、豊島区青少年問題協議会において、委員の皆様からいただいたご意見ということです。後の素案と繋がってくことになりますので、事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局： （事務局より、資料2について説明）

会 長： これは2種類、資料が含まれていて、これまでの青少年問題協議会と専門委員会から出された意見と、それに対する回答一覧が前半にあります。最後の6ページ目と7ページ目は後ほど、基本理念や施策目標に関する、こういったタイトルが望ましいのかは、素案の説明のときに議論いただきたいと思います。こちらに関して、ご意見やご質問はありますか。

先ほど説明いただいたこの3ページ目の（1）番、令和5年度の事業実施状況調査結果が、過去の会議でも示されていますが、特に各所管課の回答の中で、評価が変動している部分について、再度調査をしていただいた結果が出ています。それが議事の子ども若者総合計画（令和2～6年度）における令和5年度の事業の実施状況についてということになりますので、事務局よりこちらのご説明をお願いします。

事務局： （事務局より、資料3について説明）

会 長： ありがとうございました。この追加調査の結果について、この委員会は、事業に対する評価を行う役割もあるのでご意見やご質問をいただければと思います。

私から、2ページ目の子どもの意見表明参加の促進で、としま子ども会議の開催を進めていますが、実現できた施策として、子どもたちの意見表明の内容が単なる要求型ではなく、障害者に対する理解促進や子どもの権利についての理解を深めるために、授業で壁新聞を作るという提案で、子どもたち自身の生活にも根ざしています。子どもたち自身も参加しながら、改善していきたいという提案が採択されていて、とてもよい傾向だと思うのですが、このような案が提案される過程の中で、何かサポートをされたのですか。

大人側がいろいろ権利ばかり主張して、というようなマイナスで捉えている人が一部

いる中で、すごく有意義な提案がされていると感じました。

事務局： わかる範囲ですが、4年度までは子どもたちが何をやりたいか、テーマを決めて話し合い等をしていましたけれども、5年度は区の各課から、子どもたちから意見をもらいたいテーマを募集し、区側からでたテーマを子どもたちに提示し、テーマを出した課からは職員のファシリテーターが出席して、子どもたちにその事業を紹介しながら、内容について少し勉強をした上で、子どもたちはテーマごとのグループに分かれ、子ども自身が考えた意見や話し合い等を積み重ね、最終的に各グループの一人がグループで考えた意見や結果をパワーポイントの資料にまとめて発表するという形式にしていました。

もう一つは、子どもの権利委員会の委員のご意見にもありましたが、子どもたちからの要望を大人は聞きっぱなしではなく、それに対して大人がどう考えたのかということ返すことが、4年度までと5年度で大きく違った点になっています。

会 長： ありがとうございます。何か他にありますか。

委 員： どうして評価が上がったか、下がったかという要因分析をしていただいたのは、素晴らしいことだと思いました。例えば先ほどの目標1の(2)のところで説明にあったように、令和4年度と比べるとかなりいろいろなことができて、子どもへのフィードバックもできるようになっています。さらに子どもの権利については、学校で壁新聞を作る提案の中で、提案者が学校の授業で取り上げていき、壁新聞を作る子どもたちだけではなく、それを見る保護者にも、子どもの権利を知る取組になっていることや、これまで提案採択数が0件だったのが2件になっています。目標値としては、1件が2件になったことで、パーセンテージ的には上がったので、A評価に上がったことは理解できます。ただ、6年度の参加者数の目標値は30人で、令和4年度の18人から5年度は17人に下がっています。この達成率が56.7%であって、目標値には達していないことに対してAの評価になっている、この評価基準について教えていただきたいと思います。

事務局： はい、説明いたします。豊島区子ども若者総合計画令和5年度実施状況調査表【資料編】の右上に評価区分というのが記載されてありまして、A目標に大きく資する取り組みができた、B目標に資する取り組みができた、C目標に資する取り組みが不十分であった、D未実施としております。

数的目標を設定してない事業もあるので、このような書き方にしていますが、事業を実施する所管課がこれらのカテゴリーでいずれかを選択しているという状況になります。

会 長： 主管課の主観的な評価なのですね。

事務局： 数値的には、取組の達成率が100%近くできたらA、70%ぐらいできたらBという目安

は提示していますが、数値だけではなく、実際頑張って大きく変えたところや、目標値には書いていませんが、新しく取り入れたものなどがあれば、それを加味して主管課で評価しているところがあります。

委 員： ありがとうございます。

会 長： ベースには目標とすべき数値があるのだけれど、年度や状況によっては新しく工夫したところも加味して評価するような感じですね。現状はそのような評価の仕方ですね。また、改善の余地があるようならご提案いただければと思います。
委員からは、重点事業 24 について、4 ページの子どもの居場所活動の充実のところ
で、活動が休止したまま再開できなかったため、評価が下がったことについては理解
しました。ただ、所管課の取組を評価するにあたり、取組内容に再開させる働きかけ
が難しかった理由や、課題を明確にするようなことを書いた方が良いのではないかと
感じた。民間活動で代替されたとしても、自治体での実施が難しかった、という事実
と向き合う必要があると感じた。というご意見があります。

事務局： こちらの担当課は福祉総務課ですので、その取組や評価を、書き換えるのか調整等し
ていきたいと考えています。

会 長： はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委 員： 目標 1 の令和 6 年度の実施状況で、YouTube で配信したりや、壁新聞を作るとい
うところが、すごくいいなと感じて、テーマ別に分かれて子どもたちがそれぞれ話し合っ
て、意見を出したというとしま子ども会議の中では、どのようなテーマを設定された
のかご存じですか。

事務局： 昨年度は、4 チームに分かれてテーマ別に話し合いをしました、「障害のある方への
理解促進」「子どもの権利について知ろう！広めよう！」「行きたくなる学校について」
「放課後の過ごし方について」の 4 つのテーマで、それぞれのチームに分かれて話し
合いをしました。実際に実現したのは、「障害のある方への理解促進」と「子どもの権
利について知ろう！広めよう！」になりました。

委 員： ありがとうございます。テーマがしっかり決まっていた方が、子どもたちの意見が出
やすいということがすごく印象として残ったので、また子どもたちの意見を引き出す
場があれば、そのような形をとるとよいのかなと思いました。

会 長： ありがとうございます。私から感じたこととして、10 ページ目の相談体制の充実と情
報発信に、新しくアシスとおはなしというタブレットを開始した。とあります。相談
体制が始まったことで、相談件数は増えていますが、相談の返事によって子どもの満
足度や、子どもが相談したことや悩み事が解決に至ったのか、という観点で今後見て

ほしいと思いました。次に対面での相談が減ってきたということですが、相談事や悩み事を抱えている子どもたちを、アシスに連携していく体制が必要なのかと感じました。

今回、再評価をした事業の担当課は、コミュニティソーシャルワーカーに関しては福祉総務課、生活困窮者自立支援事業は福祉総務課、さらに生活保護関係は生活福祉課で、多文化共生は企画課が行っているということですが、豊島区は、外国にルーツを持つ子どもや親の割合が大変高いと思いますので、コミュニティソーシャルワーカーによる支援、今は学習支援にかなり力を入れているようですが、新しく社会資源を作っていくための取組ですので、外国にルーツを持つ子どもや親の支援、居場所作りなど、子どもたちに特化した形で自助グループのような取組もできるのではないかと期待しています。

また、多文化共生事業というのは、福祉的な課題解決よりも多文化共生理解のようなところがあると思いますので、外国にルーツを持つ人に対して、福祉的な支援はどこが担うのか、どういう事業をどう展開していくのかは、今後の計画や事業等に繋がっていくのかと思いました。

確か青少年問題協議会でも、豊島区らしい計画というものが必要でないか、という意見が出ていたと思いますので、豊島区の地域性を加味した、課題解決できる仕組みや支援が必要だと思います。以上です。

次に進みたいと思います。これまでのいろいろなご意見や、評価を踏まえて、子ども若者総合計画素案につきまして事務局よりご説明をお願いします。

事務局： （事務局より、資料4について説明）

会 長： 意見が必要な箇所は4点あります。まず、基本理念と目指すべき方向性についていかがでしょうか。

計画の基本理念のうちの一つの「次の時を担うかけがえのない宝です」について、また基本理念の権利保障を導入するかしないか、どのような文言にするかでもよいです。意見がありましたら、お願いいたします。

委 員： 基本理念について、とても考えている様子が伝わってきます。今回は事務局案の「子ども若者とともにつくる子どもの権利が保障され、自分らしく成長できるまち豊島区」とご提案いただきました。権利委員会からのご意見の対照表も拝読して気になっていました。

権利委員会から保護権利について保護的でネガティブなイメージが強いということは、どういう意味合いの発言だったのか理解しづらいところもあります。

事務局案として今後説明するときに、別の角度からのご質問があった場合、委員会としてもなぜこの権利や保障というものを強調しているのか、ということを整理しておいた方がいいとも思ったので、この権利委員会からの質問の意図がわかるなら教えていただきたいです。この委員会としては、子どもの権利の保障というのをきちんと位置づける必要があり、こども大綱でも冒頭に子どもの権利というものが位置づけられ

ていて、こども大綱ができて初めての総合計画なので、そこで位置づくのかと思っています。委員会としてのスタンス、方針をより厚くしておく必要があるのかなと思いました。

会 長： ありがとうございます。後ほど権利委員会について、ご説明いただければと思いますが、この点に関して何かありますか。

委 員： はい。青少年問題協議会と権利委員会からの意見に基づき、事務局として検討した上で複数のご提案の中でも、A案として出していただいたことに感謝いたします。私も委員と同じ思いで、権利委員会の創意的な形で出てきたのか、どのような視点で出てきたのかを知りたいと思いました。そして、前回の青少年問題協議会の議論の中で、専門委員会の「子どもの権利が保障され」という言葉が基本理念からなくなった時、まだその段階にはないという違和感がありました。権利が保障されているのが当たり前になり、ともに作り上げていくというそんな時代になれば、その言葉がなくてよいのかもしれないけど、まだその段階に行く前として、としま子どもの権利条例に基づき、その計画を策定、推進する上では、中核になる基本理念に、やはりこれを位置づけることの重要さがあると思いました。

委 員： 同じように権利という言葉について、保護的でネガティブなイメージというのは一般的ではないのかという気がしたので、やはり前回議論したように、「子どもの権利が保障され」という言葉は入れた方がいいと思います。けれども、後半の「自分らしく成長できるまち豊島区」はほぼ決まっていて、案の一つに、「ともに育ち合うまち豊島区」というのがあります。やはり感覚として、子どもには「育ち合う」という言葉が柔らかな表現だと思います。何となく「成長できる」というと、全員が成長しなければいけないのかというような、圧のようなものを感じると、生きづらさを抱えている人たちには重いような気がしました。

会 長： はい、ありがとうございます。

委 員： 私も同様に個人的に思ったのは、1つ目の議案のところでもパートナーとして、というような話を聞いていて権利と義務って、一体的に捉えているから権利という言葉が重いと理解してしまうのではないかと思います。そうではなく、権利というのは基本的人権だよ、と考えるなら入れるべきだと思います。以上です。

会 長： そうすると、子どもの権利という言葉は入れていく方向として、そして「ともに育ち合うまち豊島区」という第4案も良いのではというご意見もありました。子どもの権利委員会は、どんな感じでのご意見だったのかをご説明いただけますか。

事務局： はい。「子どもの権利」という認知度が低いので、子ども目線であれば、その言葉がな

い方が子どもにストンと入るのではないのか、という PTA の保護者の意見でした。

会 長： では、総意ではないということですね。

事務局： 総意ではなく、学識の先生から権利と義務のようにとられるイメージや可能性がある
ので、あえて前に出さない方がよいのではという意見がありました。そのほうが子ども
の権利の概念がよく伝わって、「子ども若者とともに作る」という部分に子どもの
権利の考えが包含されているならば、「子どもの権利」を入れない考え方もできるの
ではないですか。というご意見でした。

会 長： どうでしょうか。

委 員： 気になったことは、子どもの権利について、よく知らない人にもその権利を理解して
もらおうという計画ですよね。そうであれば、よく知らない人にそのまま納得してもら
うのではなく、あえてきちんと表現してそれを理解してね、ということで浸透させ
ていかなければいけないかなと思います。

会 長： 子どもの権利に対する認知度もまだ高まっていない中で、まだ「子どもの権利」とい
う言葉を取り外す段階にはないということもありますので、入れる方向にしたいと思
います。
「自分らしく」という個の尊重のところが、「自分らしく成長できる」ということから
言えるけれども、意見のあった「成長していくのだ」という強調される面もあるので、
「みんなでともに育ち合っていこう」という子どもたちと周囲の人たちの繋がりも意
識させるような言葉が、「ともに育ち合う」という事かもしれませんね。

委 員： 以前、原案を議論したときに確かに「成長」という言葉は気にはなりました。
改めてこの事務局の A 案を見たとき、前半の「子ども若者とともにつくる」というよ
うな意味合いが含まれていて、後半は I で、1 人 1 人が主役であるという意味合いが
あるのかと捉えていました。改めて今回の問題提起を含めて考えて、自分らしく歩め
るみたいな感じのニュアンスなのかなと思いながら、「歩める」だと少し弱いという感
じもします。ただ、何かの説明の時には、そういう感じで解釈したり、伝えられると
いいのかなと思いました。やはり 0 歳から 18 歳の中では、成長の段階もあり、身体的
には成長しているとも考えると、そのような分け方になるのでしょうか。

会 長： ありがとうございます。前段で「ともに作る」ということが表現されていますし、今
回の事務局案の方向で考えたいと思います。
次に、基本理念の子どもの権利委員会から出てきた「次の時代を担うかけがえのない
宝です」という言葉が気になるというご意見と、目指す姿を当事者主体の用語で表現
する事務局案ということになります。この 2 点についてはいかがでしょうか。
「宝」という表現に違和感があって、以前私が後半について、「大人は社会の宝である

子どもの声を聞きながら、子どもや若者、子育て当事者とともに豊島区のまち作りを推進します」と書き直す提案も伝ましたが、よい文言があればと思います。

ただ大事な言葉は、計画の基本理念の中にもたくさん盛り込まれていますので、「宝」という考えだけではないとは思いますが。

計画の基本理念の一つ目のところに、急にその言葉が出ているので気になったのかもしれませんが。A3版の資料の指標については、子どもや子育て当事者や若者が、どういう状態になったのかという目線での指標をたくさん取り入れていますし、取組の方向性についても、目指す姿も子どもや若者を、主語にしているところは整合性が取れると思っています。

素案でいうと56ページの計画の基本理念の一つ目の2行目と、資料2の7ページ目の、六つの柱が目指す姿としてあります。これが事務局案で、子どもや若者や子育て家庭を主語にして、どういう状態を目指すべきなのかが表現されています。提供者目線ではなく、子ども、若者、当事者目線の目指す姿に前回の案を修正したということです。後でご意見があればお願いいたします。

委員： 取組と指標については同意するところです。ただ、A3版の計画の進捗を図る指標のところは、ネガティブな表現になっているところと、そうでない表現の両方があるので、どういう文言にすると共通性があって見やすいのかと思いました。もう一つは、最初の「次世代を担う」という言葉について、「次の世代をあなた自身が切り拓くことができます」というニュアンス入れられればと思います。「私達が用意している世代をあなたたちが引き継いでね」というニュアンスにならなければ、「担う」という表現でもよいと思いました。

会長： 今回の基本理念は、「子ども若者とともに作る」という言葉を冒頭に入れていますので、子どもや若者自身が自分たちの今を生きている社会、あるいは未来を切り開いていくような視点は、必要だと感じますので、入れていく方向で考えましょう。計画の基本理念の三つ目に「多様な他者とともに未来を切り開いていきます」という言葉がありますが、これでは不十分でしょうか。

委員： よいと思います。ありがとうございます。

委員： 先ほどパートナーという言葉も出て、それを生かしながら考えたときに、「自分らしい人生を自分で選ぶことができます」や、時代に限らなくてもよいのであれば、「社会とともに創っていくパートナーです」とかです。つくっていくはひらがなでもいいかもしれませんが、クリエイションの創造の創の方が、いろんな可能性が開かれるかなという一つの案です。

委員： 最初にも発言しましたがやはり、今を生きるということと、これからをともに作っていくというニュアンスが入ることがよいと考えたら、この「宝」という表現は難しいと思います。確かに子どもは宝物だし、でも大切にしまっておくものという感じもあ

ります。子どもも大人も宝で、全ての人に尊厳があり、尊重されるべき対象になるのであれば、「宝」という言葉は、子ども感を強く感じるので、入れない方が表現しやすいようにも思いました。

会 長： はい、ありがとうございます。この言葉を変えた方がいいのではという趣旨は、事務局側からすると、子どもと大人という関係性をどう捉えていくのかという思いもあったかと思しますので、「宝」を取ることも含め、ご提案いただいた「社会をともに作っていくパートナーです」というニュアンスの文言として進めていければと思います。ありがとうございました。

続いて、素案で言うと、63 ページの「家で何かを決めるときに意見を言える」と、回答した子どもの割合が、計画の進捗を測る指標にあります。現状は数値が高い状態で目指す方向性が現状維持になっています。68 ページの、「困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくない」と、回答した割合が小学生の5割弱、中学生の6割が「したくない」と回答しています。これはその割合を下げた方がよいと思いますけれども、目指す方向性は現状維持です。83 ページの「学校で何かを決めるとき子どもの意見を聞いている」と、回答した小中学校教職員の割合で、「子どもの意見を聞いています」というのが9割近くあり、中学校では現状が94.3%とかなり高いです。この現状が高いところについても、100%を目指すぐらい取組むほうがよいのかどうか、議論の分かれ目だと思います。ご意見はありますか。

委 員： 63 ページの「家で何か決めるとき、意見を言える」というのは100%を目指してもいいのかなと思います。やはり参画という意味合いと、意見を考え、表現し、対話をするというのが子どもの力を伸ばしていく意味でも必要だと思います。保護者との関係性としても重要ですが、子どもたちの力を蓄えるという意味でも必要な力だと思いますので、100%になれば、本当にすごいと思います。68 ページの「困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくない」というのは、他の高校生の調査でももっと高い数字が出ていて愕然としたことがありました。現状として少し議論が必要なことと思っています。

最初から本当に相談したくなかったのか、学年が上がるにつれて相談したくないという数字が高まっていることを考えると、目指す方向性の矢印を下に向けるだけではなく、過去に相談したくないと思わせるような、嫌な経験があったのかななどを分析して、それに対する施策の必要性があるのかもしれない。

会 長： ありがとうございます。高い現状であったとしても、やはり100%を目指して2ポイントでも3ポイントでも増えることが望ましいので、向上を目指していくこと、そして高めるときには、何を工夫すれば良くなるのか、相談窓口や相談する人との関わりをどう工夫すれば良いかを分析した上で、施策を実行してほしいということです。

委 員： 68 ページの「困ったり悩んだりしたときに相談し、窓口を利用したくない」という回答した割合について、どのように分析するのか、新しくできたふくろう相談室として

は、この現状のハードルを下げていくことを目標にしながら、啓発周知していると思うので、相談というハードルをどう下げるのか、そのための広報啓発をどうするかを検討するためにも下げておくことが必要だと思います。

83 ページにしても、これも中学校と小学校で、中学校の方が高いという数値をどう見ていくのか。小学校は6歳から12歳までの幅広い中、低学年の子どもの意見を聞く、という難しさもあるかも知れませんが、教職員が子どもの意見を聞きながらいろいろ作っていくことはとても重要で、まさに理念である、子どもと大人がともにいろいろな意見を尊重し合いながら作り上げていく、という意味においても上げておかなければいけない数値だと思います。63 ページに関しても学校や家庭の中において、子どもの意見表明権を尊重しつつ、どう尊重し反映させていくのかを目指している中で、家庭においても安心して子どもが意見を言えることが、小学生では上げていく必要性があるので、高みを目指していくことが重要だと思います。63 ページは上げる、68 ページは下げる、そして83 ページは上げることでよいと思います。

会 長： 現状値より高く設定することで、支援をする側も工夫の余地を探して取組めると思いますし、意見を言えない子が複合的な課題を抱えている可能性があるかもしれないので、いずれも現状よりも向上を目指す方向で設定いただければと思います。

次は、素案の最後から2枚目に、3 子ども若者等の意見等の反映のところは今後の計画の中でかなり重要な部分として新たに書き込んだものです。この内容について、ご意見はありますか。

この中に、各施策等において子ども若者との意見を受け止め、ともに方針の決定や具体策の構築を進めていくため、意見等反映の取組のプロセスを「知る・伝える」・「理解する・説明する」・「とともに進める」というそれぞれの段階で、コミュニケーションを丁寧に積み重ねて進めていくと書かれています。以前、子どもの権利学習の発展段階として、「知ること」、「理解すること」、「とともに進めること」という深まりを述べられていましたが、この場合は、子ども若者の意見反映のプロセスということになるので、少し違う感じがあります。一方的にアドバイスするのではなく、子どもと対話しながら、子どもの意見や意向、気持ちや思い、考えをまず聞く。次に、どうすればそれが実行できるのかを一緒に考える。そして意見を現実化するために、反映させる。やってみた結果を子どもたちにフィードバックするというようなプロセスの方がよいと思いました。

前提として子ども・若者等の意見等の反映の仕組みや環境を作り出し、その環境に基づいてプロセスをたどっていくという表現がよいのかなと思いました。

何かご意見や質問はありますか。

委 員： 何よりも、意見を反映させて考えていくプロセスのときは、必要な情報をきちんと提供することがとても重要で「ともに」という表現も重要だと思うので、そんなニュアンスを入れていただけるといいと思いました。

会 長： 子ども若者等の意見を区政全体に反映させる子ども議会のような取組と個別の施策に

意見を反映させる取組の二つに整理されていると思います。いかがでしょうか。

委員： 1行目の子どもの権利保障の「視点」が気になりました。例えば豊島区では、子どもの権利保障として、これまでも子どもの意見を反映させるための取組を進めてきました。でもよいかもしれません。権利はそもそも保障されなくてはいけないので、視点ではない方がよいと思いました。

95ページの外国にルーツを持つ子ども・若者の支援の172から129の事業の中で、語学の支援は結構あると思いますが、生活面の支援が見えづらいことと、子ども若者施策の中で、居場所を強調されている中で、外国にルーツのある子どもたちの居場所のことも意識される必要があると思います。私自身は横浜に拠点があり、やはり外国籍住民が多いので、何十年も前から横浜市国際交流協会が作られていて、外国籍住民の多い区にはラウンジがあって、語学の指導と生活のことを指導しています。それでも足りないので10年近く前ぐらいから、「ひまわり」という施設ができ、最初に日本に来た時に、3ヶ月ぐらい子どもたちをそこで受け止めて、学校に通わせるということを教育委員会と国際交流協会が連携して、教育と国際交流の両面から支援しています。日本の学校生活に慣れていくための支援や、保護者への支援、語学とは別のニーズのために繋がる場である居場所のような支援も今後は意識してほしいです。

会長： 私もここは気になっていましたので、経済的部分も含めた生活支援や、いろいろな形態の居場所支援、他自治体で行われているものがあれば、この外国にルーツを持つ子ども若者支援として事業を充実していくとよいと思いました。

委員： 今、話すことではないかもしれませんが、相談業務にも関わらせてもらっていて、熱中症対策の相談をされることがあります。学校教育の中では、熱中症対策が十分にされていますが、スポーツクラブや少年野球などでは熱中症対策が不十分だという実態もあります。私が関わっている自治体の計画の中でも、あまり熱中症対策のような記載がありません。

熱中症対策も安全という権利保障に入るのかなと思うと、これについてはどのように考えればよいでしょうか。

会長： ここ2、3年で急速に浮上してきた課題ですね。何か事務局からありますか。熱中症になるからと、保育園でもお散歩や外遊びが全然できないような状況になってきているけれど、暑い時期でも子どもたちの遊びやスポーツを保障するための施策が必要ではないかということですね。

事務局： 豊島区では、スポーツ施設について子どもたちは無料にして、利用できるような体育館がありますし、区民ひろばでも涼みどころというような取組があります。また、プレーパークや中高生センタージャンプについては、熱中症を予防するという観点から、熱中症アラームがでているときは利用を控えてもらうようにしています。計画の中でも子どもの遊び場のような事業では、熱中症対策や子どもの安全安心という観点から検

討したいと思います。

会 長： ありがとうございます。次の資料5の子ども若者総合計画策定に向けた今後のスケジュールの説明をお願いしたいと思います。

事務局： （事務局より、資料5について説明）

会 長： 今のご説明でご意見や質問等ありますでしょうか。
計画の子ども版に関しては、いろいろ冒険遊び場やプレーパーク等が載っているのでどこにどんな遊び場があるのか子どもの居場所マップのようなものをつけたり、子どもが自分のお気に入りの場所を書き込めるようなものもよいかなと思いました。何かご意見があれば、事務局にお送りいただければと思います。次が報告資料の説明です。

事務局： （事務局より、資料6について説明）

会 長： 児童相談所のある自治体は児童福祉審議会を設けて、この計画を策定しなければいけないので、社会的養育推進計画に関しては、豊島区社会的養育推進計画でしっかりと策定しているということですね。ありがとうございます。
それでは本日の議事全てを終了いたします。

【 以上 】